

総合体育館基本構想検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、総合体育館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、新たな総合体育館の基本構想の策定に向け、具体的な施設の機能や規模・構成等の検討を行うとともに、それらを踏まえた整備候補地などの検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鹿児島県企画部企画課スポーツ施設対策室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。